

環境と産業の未来のために

No.
101
2021.1 vol.28

新春号

産廃振興財団NEWS

CONTENTS

- | 廃棄物のエネルギー化によってグリーンリカバリーを実現
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤 幸男
- | 「3つの移行」を通じ、経済社会をリデザイン
環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 小泉 進次郎
- | 資源循環型社会の構築に向けて
財団企画・運営委員会委員長 岡村 隆吉
- | 自立・分散型エネルギー研究会がスタート
- | 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について
- | 令和3年度環境省重点施策
(環境再生・資源循環局関係抜粋)
- | 都道府県の産廃対策〔34〕兵庫県
- | 産廃懇話会
- | 産業廃棄物処理業経営塾OB会
令和2年度施設見学会をリモート開催



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

CONTENTS

○新年に思う

- 廃棄物のエネルギー化によってグリーンリカバリーを実現 03
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団理事長 加藤幸男

○年頭所感

- 「3つの移行」を通じ、経済社会をリデザイン 05
環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣) 小泉進次郎

○産廃振興財団から

- 資源循環型社会の構築に向けて 07
企画・運営委員会委員長 岡村隆吉

○自立・分散型エネルギー研究会

- 廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進策についての検討がスタート 08

○解説

- 令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について 11
令和3年度環境省重点施策(環境再生・資源循環局関係抜粋) 16

○都道府県の産廃対策[34]

- 兵庫県における新型コロナウイルス感染拡大に伴う廃棄物処理について 18

○産廃懇話会

- 第72回産廃懇話会を開催 23

○財団のうごき

- 理事会・評議員会を開催 24

○はたらく年男

- 仕事でも家でも温暖化対策? 25

○出版案内

- 事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む日常的リスクの回避術 26

○産業廃棄物処理業経営塾OB会

- 令和2年度 施設見学会をリモート開催 27

- OB会企業紹介 シモダ産業(株)・クリーンセンター花泉(有) 31

○四方山話

- ある日の自問自答 (株)大橋商会 大滝健次 35

表紙画像：小熊山展望台

廃棄物のエネルギー化によって グリーンリカバリーを実現



(公財)産業廃棄物処理事業振興財団理事長
加藤 幸男

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナの感染拡大防止に悪戦苦闘の一年でした。

私共財団でも都度状況を見ながら、ハンマー&ダンスできめ細かい対策を採ってまいりました結果、お陰様で職員およびその家族から感染陽性者を出すことなく、また財団事業も大きな支障を来すことなく年を越すことができました。

しかしながら、未だコロナは収束する気配を見せおらず、一日でも早い有効なワクチンの開発と接種体制の整備が待たれます。

新年にあたり、今年こそは人類の英知を傾けてSDGsを実現するための確かな一步を刻む輝かしい年にしなければならないと強く念じております。

政府は昨年10月、2050年までにカーボンニュートラルを実現するとの意欲的な宣言を内外に向けて発出しました。

また、11月のG20でも“日本は経済と環境の好循環を成長戦略の柱に掲げ、革新的なイノベーションを通じてグリーン社会の実現に努める”と述べ、循環経済への強い姿勢を鮮明にしました。

私共財団は、今年創立29年目にあたり、来年はいよいよ而立の年を迎えます。

この間、関係する皆さん方と手を携えて、産業廃棄物の適正処理や産廃処理業の健全な発展に努めてまいりました。そして昨今では産業廃棄物の資源循環を目指しグリーンリカバリーや地域循環共生圏の実現にも大いに意を傾注してきたところです。

その一環として、昨年12月に産官学連携による「自立・分散型エネルギー研究会」を立ち上げました。

これは廃棄物を熱源とするエネルギー化を推進し、石炭・石油発電の代替電源の一つの選択肢として位置付けると共に、地域循環共生圏を構築する上での重要な独自の地域エネルギーとして活用

するという構想の下で、どうすればそれが有効に実現するかを検討推進することを目的にしています。

この他、昨年は財団の新規事業として「経営相談業務」と「優良産廃処理業者認定制度における適合証明業務」を開始しましたが、コロナ禍にも拘わらず多数の方々が利用していただいたお陰で順調な滑り出しができ、誠にありがたく思っております。

今年は、何を措いても新型コロナの感染を早期に克服し、循環経済に向けたコロナ後の経済社会の再設計 (Redesign) 元年に相応しく素晴らしい年になりますよう私共財団も微力ではございますが、意気軒昂努力してまいりますので、よろしくご指導の程お願い申し上げます。



「3つの移行」を通じ、 経済社会をリデザイン



環境大臣(兼内閣府原子力防災担当大臣)

小泉 進次郎

明けましておめでとうございます。新たな年を迎え、環境行政に対する国民の皆様の御期待に応えられるよう決意を新たにし、御挨拶を申し上げます。

環境省は、今年、環境庁創設から50年、環境省設置から20年の節目を迎えます。この間、公害問題から気候危機へと課題が大きく変化する中で、環境省は、水俣病を始めとする原点を忘れることなく、「脱炭素社会への移行」、「循環経済への移行」、「分散型社会への移行」という「3つの移行」を通じた、経済社会のリデザイン(再設計)を一層強力に進めてまいります。

第一に、「脱炭素社会への移行」についてです。菅総理の2050年までのカーボンニュートラルの宣言を受け、「この10年が勝負」という思いで政策を強化していきます。まず、2050年排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」は、約200自治体となり、人口規模では9,000万人を超えています。地域における再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消に向けた支援を行うとともに、地球温暖化対策推進法の改正の検討を進め、2050年

カーボンニュートラルを位置付けることを目指します。

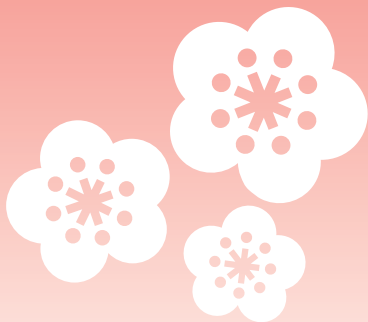
また、一人ひとりの新たなライフスタイルへの転換も図っていきます。先の第3次補正予算案でも、「動く蓄電池」としての電気自動車に対し、購入者に再エネ電力100%調達を条件として、購入補助を40万円から80万円に倍増することを盛り込みました。

さらに、脱炭素化に向けた取組は、産業構造や経済社会の変革をもたらし、経済成長につながります。カーボンニュートラルの実現に向けて、成長戦略に資するカーボンプライシングについて検討を再開します。

こうした政策強化により、政策の継続性や予見可能性を高め、我が国の本気度を示していきます。

第二に、「循環経済への移行」についてです。プラスチック全体の資源循環を促進するため、新法を策定する可能性も含め、「プラスチック資源循環戦略」の具体化を進めます。

また、激甚化・頻発化している気象災害では、大量の災害廃棄物が発生しています。災害廃棄物



の早期撤去を目指し、復旧・復興の段階に応じて、切れ目なく支援をしていきます。併せて、災害廃棄物処理に不可欠であり地域のエネルギーセンターにもなる廃棄物処理施設の整備の支援や、浄化槽の整備にも引き続き取り組みます。

第三に、「分散型社会への移行」についてです。近年、気象災害が頻発する中、自立・分散型のエネルギーシステムの普及・展開等を通じて、地域のレジリエンス強化を進めていきます。

また、国内外からの誘客と長期滞在の促進や地域活性化への貢献を目指す「国立公園満喫プロジェクト」を全ての国立公園へと展開します。国立公園におけるワーケーションの環境整備を進めるとともに、廃屋対策などの景観の改善や質の向上、電気自動車の活用・優遇や再エネの率先利用などにも注力します。自然の保護と利活用の両立を促進するため、自然公園法の改正に向けた検討も進めます。

国際的には、気候変動枠組条約COP26と生物多様性条約COP15の開催が予定されています。

COP15では、新たな世界目標であるポスト2020生物多様性枠組の策定に向けて、持続可能なサプライチェーンの構築や測定可能な目標設定の議論に貢献するとともに、各国の生物多様性国家戦略の策定支援について国際連携を推進します。

間もなく東日本大震災から10年の節目を迎えます。福島復興・再生のため、除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染、指定廃棄物等の処理、県外最終処分の実現に向けた減容・再生利用等を進めます。また、環境省と福島県との連携協定に基づき、「再生可能エネルギー先駆けの地」、「ワーケーションの聖地」を目指す福島の挑戦を支援します。原子力防災に関しては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と感染防止対策の両立に努めていきます。

皆様とともに、コロナと気候危機という二つの危機を、より持続可能で強靱な経済社会へのリデザインにつなげる機会に変えていけることを祈念して、新年の御挨拶といたします。

新委員長紹介

資源循環型社会の構築に向けて



企画・運営委員会 委員長

一般社団法人日本経済団体連合会 環境安全委員会

廃棄物・リサイクル部会 部会長代行

太平洋セメント株式会社 常務執行役員

岡村 隆吉

新年あけましておめでとうございます。

昨年4月から産廃振興財団の企画・運営委員会の委員長を務めさせて頂いています。コロナ禍で社会全体が甚大な影響を受けていますが、本年はワクチンや治療薬が早期に行き渡り、大きなリカバリーを達成する年になることを切に願っています。

さて、最近の財団の活動のなかで「自立・分散型エネルギー研究会」に注目しています。“環境と成長の好循環に向けた経済社会の再設計と「脱炭素社会」、「循環経済」、「自然共生・分散型社会」への移行を推進する観点から、地域循環共生圏、Society5.0 for SDGsの実現に向けた具体的な政策分野として、廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進方策について検討する”ための産官学連携した研究会です。

近年、ヨーロッパの提唱するサーキュラーエコノミーが着目されていますが、その重要な目的のひとつは、域内に十分な化石資源を持たないヨーロッパの経済発展を資源からデカップリングすることであり、必ずしも環境問題の解決だけを第一義としている訳ではありません。その意味では脱炭素の動きも同様の側面を持っているものと理解しています。化石資源に乏しい日本にとっても重要な、参考にすべき考え方ではないでしょうか。上述の「環境と成長の好循環に向けた経済社会の

再設計」といった観点は、将来に向けて大変重要と考えます。

同研究会の主要なミッションは「廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギー」の推進です。廃棄物の資源としての循環を考えると、まずは3Rが優先されますが、いかに最先端の選別技術・リサイクル技術を駆使したとしても、雑多でリサイクル困難なものが大量に残存することは避けられません。そうした状況において、処理困難な可燃性廃棄物を資源とし、ごみ焼却炉やセメント焼成炉を活用してサーマル・リカバリーによるエネルギー回収を進めれば、環境と経済成長の両面から社会への大きな貢献が期待出来ます。

なお、現在のIPCCの基準では、廃プラなどの可燃性廃棄物の燃焼はCO₂排出と見做されてしまいます。しかし、これまでの単純な焼却からサーマル・リカバリーに移行した場合、社会全体としてはCO₂排出量を削減する効果を得ることが出来ます。このような廃棄物活用によるCO₂削減効果は国際的にも正しく認知され、適正に評価されるべきものと考えています。

上述のようなLCAの観点も含めて、同研究会の活発な活動が、環境と成長の好循環をもたらす資源循環型社会の構築に寄与することを期待しています。

廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進策についての検討がスタート

環境と成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会の再設計(Redesign)と「脱炭素社会」、「循環経済」、「自然共生・分散型社会」への移行を推進する観点から、地域循環共生圏、Society5.0 for SDGsの実現に向けた具体的な政策分野として、廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進方策について検討するため、財団ではこのほど産官学連携による「自



挨拶する加藤理事長

立・分散型エネルギー研究会」(座長：細田衛士 中部大学経営情報学部学部長・教授)を立ち上げ、12月7日に24名の参加者を得て第1回会合を開催した。

■加藤理事長挨拶

冒頭、加藤理事長から「これまでと全くアンタツチャブルなものとして扱われてきた廃棄物、或いはCO₂を排出するからという理由だけで忌避されてきた廃棄物のエネルギー化を根本から見直し、ぜひとも市民権を持たせたい」との挨拶があった。



会議風景

■細田座長挨拶

細田座長からは、「定期購読をしているある雑誌の包装がプラから紙に変わった。これは脱プラにはいいかもしれないが、紙ゴミの増加がもたらす影響も考えなければならない。循環型社会の推進には俯瞰的な見方が求められる。こうした観点から研究会では忌憚のない意見交換をお願いしたい」との挨拶があった。



細田衛士座長

■発表：環境省平塚総括補佐

その後、さっそく、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課の平塚二郎総括補佐から「産業廃棄物の資源循環をめぐる最近の動き」について30分にわたる発表があった。菅総理の所信表明演説や脱炭素社会に向けた環境省・経団連の連携に関する合意「環境と成長の好循環に向けたコロナ後の経済社会の再設計(Redesign)」などを紹介しつつ、以下の五つのテーマについて、個人の問題意識を交えつつ、環境省の政策について説明を行った。



環境省平塚二郎氏

- (1) 産業廃棄物の処理の状況
- (2) 循環型社会の考え方
- (3) プラスチック資源循環戦略とそれを受けた検討
- (4) 脱炭素社会に向けた最近の動きと廃棄物分野の対応
- (5) 関連予算等

■発表：経産省末藤課長補佐

続いて経産省産業技術環境局資源循環経済課末藤尚希課長補佐(総括担当)から「資源循環政策について」と題して30分にわたる発表があった。末藤課長補佐は最初に廃棄物対策・リサイクル制度の全体像と現行の廃棄物・リサイクル制度の成果について紹介した後、以下の二つのテーマについて説明した。



経産省末藤尚希氏

- (1) 循環経済ビジョンについて
 - ・循環経済ビジョン2020
- (2) プラスチック資源循環について
 - ・プラスチック資源循環戦略(産構審・中環審)合同審議会
 - ・プラスチック資源循環戦略の更なる具体化に向けて
 - ー産業界の先進的な取組
 - ーサーキュラー・エコノミー及びプラスチック資源循環ファイナンス研究会



(前列左から)細田座長、平塚氏、末藤氏

■産廃振興財団から

当財団からは「地域の産業廃棄物等を合理的に処理する廃棄物資源化構想」について報告を行った。

■今後も継続開催

発表と報告のあと、委員の間に活発な意見交換が行われた。

研究会では今後3年間を目途として年に3回前後のペースで会合を開催し、産官学の緊密な連携の下、廃棄物を資源とする自立・分散型エネルギーの推進策について検討していくとともに、委員の協力を得ながら、逐次、その成果を発信していくこととしている。

次回の研究会は2021年3月に開催される予定。

自立・分散型エネルギー研究会名簿

(敬称略・所属名五十音順)

【座長】

中部大学経営情報学部学部長・教授

細田衛士

【委員】

アクトリー社長

水越裕治

キャノン環境統括センター所長

古田清人

三友プラントサービス社長

小松和史

J & T 環境社長

露口哲男

資源循環ネットワーク代表理事

林 孝昌

住友化学レスポンシブルケア部主席部員

奈良恒雄

全国産業資源循環連合会専務理事

森谷 賢

電気事業連合会立地環境部長

小田直樹

DOWAエコシステム社長

飛田 実

富山大学学術研究部社会科学系教授

山本雅資

日本環境衛生施設工業会技術委員会委員長

増田孝弘

日本総合研究所社会・環境インフライノベーショングループ部長

副島功寛

三菱重工環境・化学エンジニアリング常務執行役員

桑原 繁

【オブザーバー】

環境省

経済産業省

経団連

JERA

全国知事会調査第三部部長

西村 健

令和2年度支障除去等に対する 支援に関する検討会について

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

環境省は、当財団が管理運営している産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金の出えんの在り方等を検討するために「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」を3回開催し、来年度以降の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の支障除去に対する支援について、現行の支援の在り方の点検・評価を行い、来年度以降の支援の在り方について議論を行ってきたが、10月22日に報告書がまとめられた。以下に報告書の抜粋を紹介する。

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の平成9年改正により、平成10年6月17日以降に発生した産業廃棄物の不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)が当該不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去又はその発生の防止(以下「支障除去等」という。)を行う場合、廃棄物処理法第13条の15に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金(以下「基金」という。)から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設された。この基金については、平成10年の制度の創設以来、国庫補助と、社会貢献の観点からの産業界からの協力も得て必要な資金の造成が行われ、これまで運営が行われてきたところであり、我が国における不法投棄・不適正処理対策の着実な推進に当たって、重要な役割を果たしてきたものである。本基金への出えんについての産業界の負担に関しては、平成27年度に開催された「支障除去等に対す

る支援に関する検討会」(以下「平成27年度検討会」という。)において、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることに鑑み、マニフェストを頒布等している団体等(以下「マニフェスト頒布団体等」という。)に対して、必要な協力を求めることとしている。なお、平成27年度検討会において「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議する」ものとされていることから、5年目に当たる令和2年度に、有識者等で構成される「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」(以下「本検討会」という。)を設置し、当該点検・評価を行い、今後の基金による支援の在り方について議論を行った。

1. 不法投棄・不適正処理の現状について(略)

2. 基金の活用状況について

(1) 基金による支援件数

基金制度の創設以降、基金で支援した件数は合計で108件となっており、最も支援件数が多い廃棄物の種類は硫酸ピッチ等の52件となっている。平成28年度からの5年間（令和2年度は9月末時点の、支障除去等に必要な費用を支援することが決定した分〔以下「支援決定分」という。〕）では、支援件数の合計は10件となっており、最も支援件数が多い廃棄物の種類は混合廃棄物の3件であり、支援額の割合は57.5%となっている。

3. 基金への出えんについて

(1) 平成28年度以降の費用負担及び支援の考え方

平成27年度検討会の報告書で示された費用負担の基本的な考え方は以下のとおり。

- 支障除去等は、まずは行為者の責任で行わせることとし、行為者のみによっては支障除去等の実施が困難であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適当であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及することが原則である。行為者等が支障除去等を行わない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、代執行費用を行為者等に求償し、行為者等が費用負担することが原則である。
- このように行為者や排出事業者等に対する責任追及を徹底的に行った上で、行為者や排出事業者等に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適当である。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適当である。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者

の責任において適正処理が行われるべきという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当である。また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要な役割を果たしている。

○ このため、これまでの議論を踏まえ、適正に処理している事業者には支障除去等に対する法的責任はないことを前提としつつ、社会貢献の観点から、基金への拠出について広く薄く協力を求めることが適当である。

また、同報告書で示された、費用負担の仕組みの基本的考え方は以下のとおり。

- ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
- ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
- ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
- ・強制ではなく任意による協力とすること

上記の基本的考え方を踏まえ整理された、平成28年度以降の支援の在り方については以下のとおり。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成28年度以降の支援必要見込み額については、過去の特種要因（硫酸ピッチや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。

3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求めるとの考え方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることにかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等(以下「マニフェスト頒布団体等」という。)に対して、平成27年度から必要な協力を求めることとする。

4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。

5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。

このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。

(2)基金への出えん状況(略)

4. 現行の支援の在り方の点検・評価について

平成28年度以降の産業界と国の基金の負担割合については、平成25年度の「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」の報告書において示されたとおり、4:3を維持した上で、産業界の負担については、3. で示した考え方にに基づき、マニフェスト頒布団体等に対して必要な協力を求めることとしてきた。しかしながら、マニフェスト頒

布団体等による基金への出えんは、強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出であるため、一部のマニフェスト頒布団体等からは依頼した額の満額の出えんを得ることができたが、出えんを得たものの依頼した額に満たない場合や、全く出えんが得られない場合もあった。

具体的には、平成27年度時点において、過去の支援実績より、平成28年度以降の5年間の各年度の必要見込額を140,000千円と算定し、4:3の産業界と国の負担割合を踏まえ、産業界の負担額を80,000千円としてきたが、そのうち、60,000千円程度しか確保することができなかった。その結果、基金残高における産業界の負担分が減少し続けており、毎年度支援できる額が目減りしている状況にある。なお、令和元年度末時点の残高は、産業界の負担分が172,804千円、国の負担分が1,176,952千円、合計1,349,756千円となっており、産業界の負担分の残高は、本制度創設以来過去最少となっている。産業界と国の負担割合を維持しつつ支援をすると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和3年度にも基金が枯渇することが懸念される。

5. 令和3年度以降の支援の在り方について

4. を踏まえ、令和3年度以降の基金による支援の在り方は以下のとおりとする。

(1)産業界からのより幅広い出えんの協力について

産業界の負担に関しては、平成28年度以降は、平成27年度検討会で示された「平成28年度以降の支援のあり方について」に基づき、マニフェスト頒布団体等に必要な協力を求めることとしてきたが、点検・評価の結果から、より幅広い協力を得る仕組みを確保することが必要であると考えられる。このため、令和3年度以降の基金への出えんに関しては、マニフェスト頒布団体等以外の産業

界の関係団体等にも、国から協力依頼を行うこととする。その際、あくまで社会貢献の観点からの任意の拠出であることとし、平成27年度より前のような、特定の業界団体等にのみ出えんを依頼する方法は採用しない。

その上で、これまでの経緯に鑑み、国はマニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求め、可能な限り産業界の負担額の満額を全体として確保できるように努める。これに当たり、これまで出えんを得られていないマニフェスト頒布団体等に対しても、国からさらなる働きかけを行うこととする。

(2) 支援額の絞り込みについて

平成28年度から令和2年度の各年度の支援額が、当初の支援必要見込額を大幅に超過していることを踏まえ、都道府県等による適切な不法投棄等対策の実施の観点から、支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮することとする。

① 不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について

- ・ 監視・パトロールの体制・頻度が適切であったか
- ・ 処理業者、排出事業者に対する普及啓発等を行っていたか
- ・ 不法投棄等が発生した場所が、行政が把握しやすい処理業者の敷地内や敷地近辺、またパトロールや通報で発見しやすい場所ではなかったか
- ・ 過去に本基金による支援実績がある都道府県等の場合は、その際に策定した再発防止策を徹底してもなお防げなかった事案であるか

② 不法投棄等事案の発覚時の行政対応について

- ・ 行為者の特定作業が迅速かつ的確であったか
- ・ 行為者に対し、速やかに改善命令や措置命令等の行政処分を行ったか
- ・ 排出事業者等の特定作業や当該者への費用請

求等が迅速かつ的確であったか

③ 不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について

- ・ 新たに監視・パトロール体制・頻度の強化を行ったか
- ・ 不法投棄等事案を未然に防止できなかった原因を分析し、適切に対応したか

また、平成27年度検討会の報告書において、支障除去等を行った都道府県等に対する支援が必要な理由として、「支障等の原因となった産業廃棄物が、不法投棄等が行われた都道府県等以外から持ち込まれている例もあり、支障除去等に要した費用を当該都道府県等のみが負担することは不公平。」とされていることから、他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態についても、公平性の観点から考慮することとする。

なお、以上の点についての詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する。

(3) 支援の在り方についての今後の方向性

国は、今後、より幅広く協力依頼をしていくに当たり、本基金の社会的価値を強調し、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する。

また、本基金制度の効果を持続可能なものとするため、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ3年後を目途に支援の在り方を見直すこととする。

おわりに

本検討会においては、令和3年度以降の基金による支援の在り方を中心に検討を行ったが、何よりも重要なことは、不法投棄・不適正処理の撲滅

を図ることである。不法投棄・不適正処理の撲滅に向け、引き続き排出事業者責任を基本として、関係者が一体となった取組を進めるべきである。

個々の不法投棄・不適正処理に対しては、取締りや監視の強化等による未然防止対策が第一であるが、それでも不法投棄・不適正処理がなされた場合には、行為者等の責任追及と原状回復・是正を徹底することが原則である。基金による支援は、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、行われるものである。

こうした認識に加え、これまで基金の果たしてきた効果も勘案し、基金による今後の支援については、国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進した上で、必要に応じその在り方を見直すこととする。

なお、この検討会の報告を受けて、環境省においては、企業・団体に対して、次に示すとおり、基金への出えんに協力依頼を行っている。

「産業廃棄物適正処理推進センター基金」

への出えんにご協力を

環境省

都道府県等が不法投棄等の現場で行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって行政対応に大きな問題がない場合に限り、産業界と国が協力して造成する基金から必要な費用を支援しています。「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、令和3年度以降の支援の在り方について報告書が取りまとめられ、産業界からのより幅広い出えんの協力を依頼すること等が示されました。

※<http://www.env.go.jp/press/108565.html>

環境省は、都道府県等や産業界の皆さまの協力のもと、不法投棄等の撲滅に向けた取り組みを引き続き推進してまいりますので、同基金への出えんにぜひ協力をお願いします。なお、協力いただいた企業・団体の広報・PRについては、環境省ウェブサイトでの公表などを考えておりますが、個別に相談させていただきます。

◇問い合わせ先

環境省環境再生・資源循環局

不法投棄原状回復事業対策室

担当：占部、中村、奈良

eメール：hairi-tekisei@env.go.jp

電話：03-6205-4798

最後に、基金を管理運営する当財団からも「産業廃棄物適正処理推進センター基金」への出えんに産業界の皆さまのご協力をお願いします。

令和3年度環境省重点施策 (環境再生・資源循環局関係抜粋)

※本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計において計上する予算、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において計上する予算である。

(金額は百万円単位)

1. 「3つの移行」による持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン(再設計)

(1) 「脱炭素社会」への移行

①ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ

- ・地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)【エネ特】 8,000(8,000)
[2年度3次補正：4,000]

②脱炭素型ライフスタイルへの転換

- ・地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援等事業(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業等)【エネ特】 13,000の内数(新規)
[2年度3次補正：12,000の内数]

(2) 「循環経済」への移行

①プラスチック資源循環戦略の具体化

- ・容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費 194(194)

②ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能な廃棄物処理体制の構築

- ・ICT活用によるごみ収集自動運転実証や資源循環に係るプラットフォームによるトレーサビリティ確保等(デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業)【エネ特】 200(新規)
- ・感染症等に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援 47(新規)

③大規模災害対応も含めたレジリエントな廃棄物処理体制・施設の整備

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業(災害廃棄物処理計画改定等支援) 296(1,000)
[2年度3次補正：294]

(3) 「分散型社会」への移行

○「気候変動×防災」・「適応復興」によるレジリエントな地域づくり

- ・地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築等(脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業)【エネ特】(再掲) 8,000(8,000)
[2年度3次補正：4,000]
- ・廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業【エネ特】 25,950(25,950)
- ・廃棄物エネルギーの有効活用等(廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業)【エネ特】 2,000(1,950)

- ・廃棄物処理施設における地域資源の活用・防災拠点化等による地域循環共生圏に資する技術立証（脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業）【エネ特】 400(新規)
- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業（災害廃棄物処理計画改定等支援）（再掲） 296(1,000)
[2年度3次補正：294]

2. 「3つの移行」を支える横断的取組

(1) ESG金融やナッジなどを活用した社会変革

- ナッジ手法の幅広い施策への展開等による行動変容の促進
- ・低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】 2,700(3,000)
- ・意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業 33(新規)
- ・食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費 127(123)

(2) 環境外交の強化

- ①G20大阪ブルーオーシャン・ビジョンの拡大・深化
- ・海洋プラスチックごみ総合対策費（国際連携等） 234(210)
- ・海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費 195(215)

②脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出

- ・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 360(370)

(3) ウィズコロナ・ポストコロナ社会の基盤となる健康と環境を守る取組

○健康と環境を守る取組

- ・PCB廃棄物の適正な処理の推進 4,554(5,292)
[2年度3次補正：4,959]
- ・アスベスト飛散防止総合対策費 200(162)

3. 東日本大震災からの復興・創生と更なる未来志向の取組

①環境再生に向けた取組の着実な実施

- ・中間貯蔵施設の整備等【復興特】 187,214(402,490)
- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】 25,264(56,614)
- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】 76,797(105,924)

②未来志向の復興加速 ～希望ある未来へのリデザイン～

- ・「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】 500(新規)

都道府県の 産廃対策

第 34 回

兵庫県

兵庫県における新型コロナウイルス 感染拡大に伴う廃棄物処理について

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

1 はじめに

兵庫県では、令和2年3月1日に最初の新型コロナウイルス感染者が確認されました。また、新型コロナウイルス感染拡大により県内医療機関への入院患者が増加する中、重症患者の入院医療に支障が出ないよう、無症状や軽症の患者が療養する宿泊療養施設を開設しています。

開設にあたり、宿泊療養施設の選定、必要な資材の調達、療養者の食事の手配、廃棄物の処理業者の選定等、様々な業務を行っていましたが、開設直前になって「廃棄物処理業者から従業員への感染のおそれがあるため委託契約を断られた、どうすればいいか」と環境部局に相談があり処理業者の選定を進めるとともに、「感染性廃棄物として扱うべきか。どのように廃棄物を回収・保管すれば、作業をする人への感染を防止できる

のか」等様々な課題について、医師や処理業者等専門家の意見を伺いながら検討を行いました。

2 宿泊療養施設から発生する廃棄物の取扱い

令和2年12月4日現在、県内の新規感染者はクラスターの発生等により、新規感染者数が1週間平均・1日100人を超える状況が続いており、宿泊療養施設は698室中241室を使用中です。

病院や診療所といった医療関係機関等から発生する感染性廃棄物は、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省環境再生・資源循環局平成30年3月）により、処理方法が明確化されています。しかし、医療関係機関等に該当しない民間のホテル等を活用した宿泊療養施設から排出される新型コロナウイルスが付着した廃棄

物の取扱いについては、環境省や厚生労働省から通知等が出されているものの、処理方法は各自治体に対応が委ねられています。

兵庫県では、宿泊療養施設やクラスターから発生する新型コロナウイルスが付着した廃棄物による感染拡大を防止するため、医療関係機関等以外から発生した廃棄物であっても、医療関係機関等から発生する場合と同様に感染性廃棄物として取り扱うこととしました。

さらに、宿泊療養施設等、これまで感染性廃棄物の取り扱いのない事業所でも新型コロナウイルスが付着した感染性廃棄物を適切に処理できるよう発生場所や品目による処理方法を整理しました。

(1) 宿泊療養施設で発生する廃棄物

宿泊療養施設では、感染性廃

表1 宿泊療養施設等で発生する廃棄物

感染性廃棄物	感染性のない廃棄物
・感染者が使用したもの(マスク、食器等、リネン類) ・汚染区域を清掃する際にしたもの(防護服、マスク、ゴーグル、手袋等) ・感染者を移送する際に発生する廃棄物(移送車で使用したビニールシート等) ・その他医師が感染性があると判断した廃棄物	・清潔区域から発生した廃棄物 ・汚染区域で感染者が触ったもので、消毒済のもの(テレビ、ベッド等) ・汚染区域で72時間以上放置したリネン類

棄物以外にも事務局スタッフの弁当ガラ等感染性のない廃棄物も発生します。主な廃棄物を感染性の有無で区分し表1にまとめています。

(2)感染性廃棄物(リネン以外)の取扱い

宿泊療養施設で発生する廃棄

物から新型コロナウイルスへの感染を防止するため、処理業者と一緒に汚染区域と清潔区域のゾーニング、廃棄物の排出工程・保管場所・消毒方法・回収方法、駐車場の有無等を確認しました。

その結果、図1のとおり①汚

染区域内で発生した廃棄物を回収した容器の蓋を閉めた後、②蓋を閉めた回収容器をナイロン袋に入れ封をし汚染区域から清潔区域へ出す際、③収集運搬業者へ引き渡す前、の合計3回容器を消毒することとなりました。

また、収集運搬業者への感染

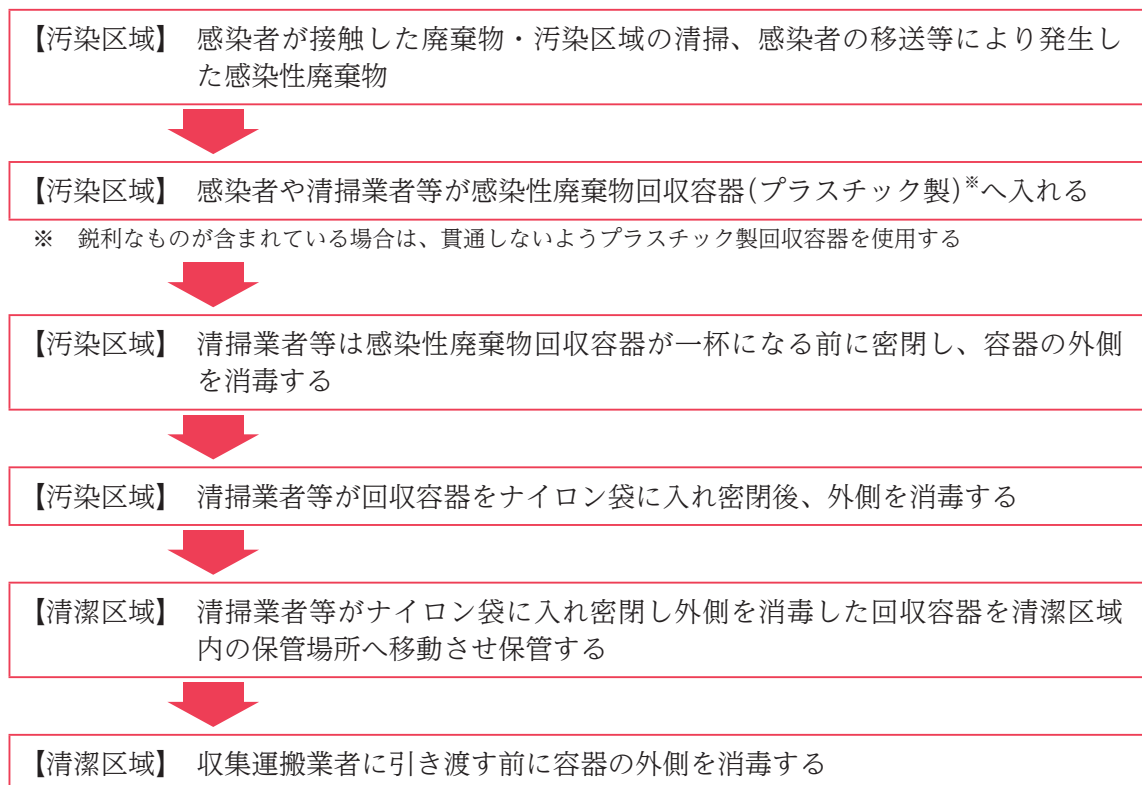
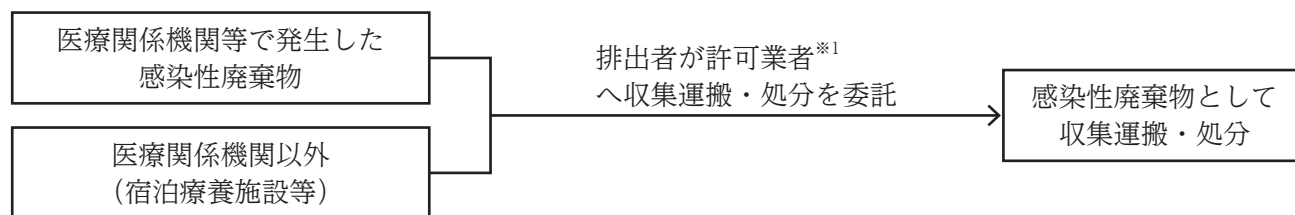


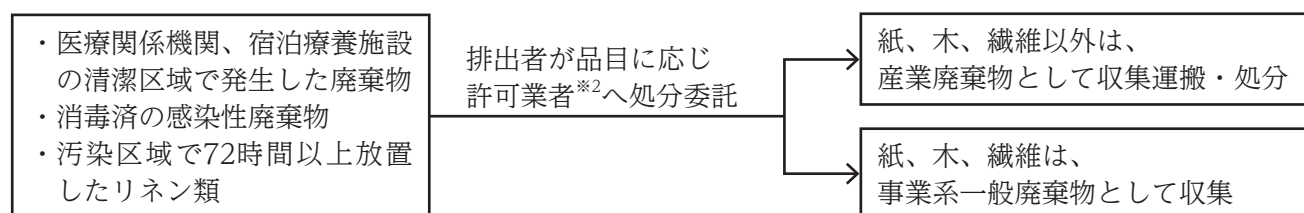
図1 感染性廃棄物(リネン類以外)の取扱いフロー

○ 感染性廃棄物として取り扱う廃棄物及び処理方法



※1 許可業者：感染性廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を有する業者

○ 感染性のない廃棄物として取り扱う廃棄物及び処理方法



※2 許可業者：産業廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を有する業者又は一般廃棄物の収集運搬業・処分業の許可を有する業者

○ 一般家庭からの廃棄物

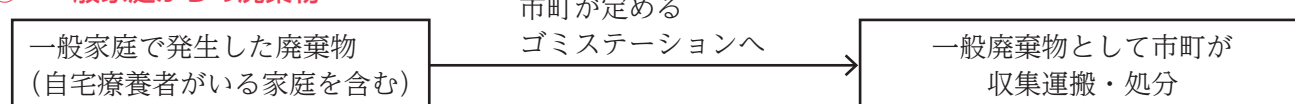


図2 廃棄物の区分及び取扱い

リスクを低減するため、回収場所・回収日時を決めておき、回収時間直前に廃棄物を回収場所に置いておくことで、施設スタッフと収集運搬業者が接触せず引き渡せるようにしました。

(3) 感染性廃棄物（リネン類）の取扱い

医療機関では、専用容器に回収された感染性のあるリネン類は、指定洗濯物※取扱い業者が洗濯後再利用されています。

宿泊療養施設では、療養者の退所ごとに大量の使用済みリネン類が発生します。

当初、リネン類は医療機関と

同様に洗濯後再利用する計画でしたが、洗濯業者の処理能力を超過してしまい洗濯できなかったため、他の感染性廃棄物同様、密閉容器に入れ容器外側を合計3回消毒後、収集運搬・焼却処分を行うこととなりました。

※指定洗濯物：クリーニング業法施行規則第1条で定められた洗濯物で営業に引き渡される前に消毒されていないもの

(4) 感染性のない廃棄物の取扱い

清潔区域から発生した廃棄物等、新型コロナウイルスが付着

していない廃棄物は、事業系一般廃棄物・産業廃棄物に分類し、廃掃法に基づく収集運搬業・処分業許可業者に処理を委託しています。

3 廃棄物の処理について

廃棄物は感染性の有無、発生場所、品目によって取扱いが異なります。

宿泊療養施設からの廃棄物を含め、兵庫県では図2のとおり取扱うこととしています。

4 処理業者における感染予防対策

処理業者においては、宿泊療養施設からの感染性廃棄物処理を請け負うにあたり業界別ガイドライン以外にも様々な感染防止対策を行っており、これまで宿泊療養施設からの感染性廃棄物の収集運搬・処分による作業員への新型コロナウイルス感染例はありません。

〈収集運搬時の対策例〉

- ・収集運搬は感染性廃棄物の取扱い経験がある作業員が行う。
- ・宿泊療養施設用に専用車を用意するとともに、作業後の車両の徹底消毒。
- ・収集回数が増えると感染リスクが高まるため収集回数を減らすとともに、収集運搬時に清掃業者やホテルスタッフとの接触を減らす。

〈焼却処分時の対策例〉

- ・宿泊療養施設から発生する感染性廃棄物を場内で保管せず、速やかに焼却できるよう、他廃棄物の搬入計画定の調整。
- ・計量器等、宿泊療養施設で発生した感染性廃棄物の処理に使用した機器の消毒徹底。

5 今後の課題

感染性廃棄物の処理体制を維持するためには、「①排出事業者による感染性廃棄物対策」「②感染性廃棄物の処理体制の

強化」「③廃棄物処理による市中感染拡大防止対策」について、それぞれの立場での取組みが必要です。

(1) 排出事業者による感染性廃棄物対策

○感染拡大によりさらに感染者数が増えると、感染性廃棄物の処理が滞ることが懸念されるため発生量削減が必要。

○感染性廃棄物の継続的かつ適切な処理を確保するため、あらかじめ以下について検討が必要です。

- ・収集運搬・処分業者に対する、感染性廃棄物の発生場所、発生工程及び保管方法等の丁寧な説明による感染への不安除去。
- ・保管場所における保管容量を確認するとともに、必要に応じて保管能力(期間)を拡充するための新たな保管場所の確保。
- ・感染性廃棄物用のごみ箱、リネン類洗濯用の内袋等、感染性廃棄物処理に必要な資材は、急激な需要増加や製造業者の事業自粛等により不足するおそれがあるため、状況に応じた備蓄量の増加。

(2) 感染性廃棄物の処理体制の強化

感染拡大による感染性廃棄物の増加等により、感染性廃

棄物の処理を停滞させないため、各主体において適正な感染性廃棄物の処理体制の強化が必要です。

① 広域的な廃棄物処分先の確保【県】

関西広域連合で申し合わせている医薬品・医療機器及び医療専門人材の融通、検査や患者受け入れ態勢の連携など広域的な医療連携だけでなく、廃棄物の適正処理推進のため、他府県での感染性廃棄物の処理状況等を共有し連携を進めています。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理について」（令和2年3月4日付、環境省環境再生・資源局長）では、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の搬入規制の廃止等を可及的速やかに実施されたいとされています。事前協議制のある自治体での処分を想定し、感染性廃棄物の受け入れについて手続きを確認しています。

② 感染性廃棄物の取扱いの検討【民間処理業者】

民間処理業者においては、医療機関や宿泊療養施設から排出される感染性廃棄物の優先的な処理や、新型コロナウイルスが付着した感染性廃棄物の処理可能に応じた収集運搬・処分体制について検討が

必要です。

③ 継続可能は廃棄物処理体制の整備【市町】

民間業者だけでなく市町でも廃棄物処理を継続して行うことが求められています。

市町においては、BCP策定や支援協定の締結、民間事業者での廃棄物処理等についての検討が必要です。

(3) 廃棄物処理による市中感染拡大防止策(県・市町)

① 適切な家庭ごみの出し方の徹底

新型コロナウイルス感染者がいる家庭からは、感染者が

使用したマスクやティッシュ等、新型コロナウイルスが付着したごみが排出されますが、家庭ごみを感染性の有無で分別し回収することは不可能であるため、ごみ回収時に作業員が新型コロナウイルスに感染しないよう、正しいごみの出し方の周知徹底が必要です。

② 感染性のある廃棄物の処理方法の検討

家庭ごみには感染性のある廃棄物も入っているため、回収作業時に作業員への感染のおそれがあります。感染者がいる家庭から出されるペット

ボトル等焼却処理可能なものは資源ごみとして回収せず家庭ごみとして焼却処理する、ウイルスの感染力がなくなるまで家庭で保管する等、感染性のあるごみの回収・出し方等のルール化の検討が必要です。

上記課題に事前に万全の対策を講じておくことは困難ですが、これからも関係者の方々と協力しながら適正かつ円滑な廃棄物処理体制の維持に取り組んでいきます。

第72回産廃懇話会を開催

—JESCOの取り組みを説明—

12月9日、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の小川晃範取締役を講師にお迎えして第72回産廃懇話会を開催した。当日はオンライン参加を含め40名近くが参加した。小川取締役はJESCOの取り組みについて説明した。

(JESCOとは)

平成13年度の環境事業団法一部改正により、環境事業団の業務にPCB廃棄物処理事業が追加されたが、その後の特殊法人改革により、平成16年に日本環境安全事業(株)が設立された。平成26年度に中間貯蔵事業が業務に加わったことに伴い、中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)に社名が変更された。

(PCB廃棄物処理事業)

JESCOでは、全国5ヵ所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道)にPCB廃棄物の処理施設を設置し、処理を進めている。また、2014年6月に変更された国のPCB廃棄物処理基本計画に基づき、安定器等・汚染物については、小型電気機器の一部を除き、北九州事業所と北海道事業所の2ヵ所の施設を活用し、全国の処理を行う体制としている。

PCBの有害性に鑑み、処理施設においては手厚い環境安全対策が講じられている。各処理施設を設置している地域の地方自治体との間で、環境保全協定等を締結している。また、事業を推進する上では、PCBの分野において豊富な知識と経験を有する学識経験者にお集まりいただき、助言を頂いている。

2014年6月に変更された国のPCB廃棄物処理基本計画において、保管事業者がJESCOに処理



産廃懇話会講演風景

委託を行う期限として計画的処理完了期限が定められた。これを確実に実行するため、2016年8月にPCB特措法が改正され、原則として計画的処理完了期限の1年前までにPCB廃棄物の処理を委託することが定められている。北九州事業地域(中国・四国・九州・沖縄)の変圧器・コンデンサーについては、平成31年3月に計画通り処理を完了しており、他事業についても変圧器・コンデンサー等については令和5年3月までに、安定器・汚染物については令和6年3月までに処分を終える計画となっている。

(中間貯蔵事業)

福島県では除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生したが、こうした土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要となった。更に、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置

を国が講ずることとなっている。

中間貯蔵事業は環境省直轄の事業であるが、JESCOは工事等発注支援、工事監督支援、中間貯蔵施設区域の運営管理、輸送統括管理、モニタリング、技術的課題への対応、情報の収集・整理・提供といった事業を環境省から委託を受けて取り組んでいる。

(質疑応答)

小川取締役の説明のあと、コロナ感染拡大がJESCOの事業に与えた影響やPCB廃棄物の処理期限などをめぐり活発な質疑応答が行われた。



講師の小川取締役

産廃振興財団 財団のうごき

理事会・評議員会を開催

令和2年12月9日(水)に第37回理事会、同月18日(金)には第22回臨時評議員会が書面決議方式にて開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

第37回理事会

第1号議案 「企画・運営委員会委員の選任」に関する件

第2号議案 「評議員会の開催(書面)」に関する件

選任された企画・運営委員会委員は以下のとおりです。

(前任)高倉 徹 指定都市市長会事務局 事務局長
(後任)福島雅樹 指定都市市長会事務局 事務局長

第22回臨時評議員会(書面)

第1号議案 「評議員の選任」に関する件

選任された評議員は以下のとおりです。

(前任)数野裕史 電気事業連合会 立地環境部長
(後任)小田直樹 電気事業連合会 立地環境部長

第2号議案 「理事の選任」に関する件

選任された理事は以下のとおりです。

(前任)株丹達也 全国都道府県議会議長会 事務総長
(後任)青木信之 全国都道府県議会議長会 事務総長

●●● はたらく 年男 ●●●

●仕事でも家でも温暖化対策？●



丑年

資源循環推進部
齋喜敬史

この財団に入社して2年目で産業廃棄物業界に係る経験はまだまだ浅いのですが、大学で金属のライフサイクルの観点から環境への影響を評価する研究に携わって以来、地球温暖化や資源循環といったグローバルな地球環境問題に長らく携わってきました。

昨今、地球温暖化による異常気象の多発や、パリ協定、SDGsといった国際動向が注目されてきたことから、地球温暖化の問題がようやく社会に認知されてきていると感じています。

産業廃棄物業界においても、廃棄物の適正処

理の順守や効果的な資源効率性に加えて更なる地球温暖化対策への取り組みが今後益々求められます。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で社会のあり方が激変しています。このような社会情勢の変化を見据えつつ、真に循環型社会と脱炭素に貢献できる次世代の産業廃棄物業界の将来に貢献していきたいと思っています。

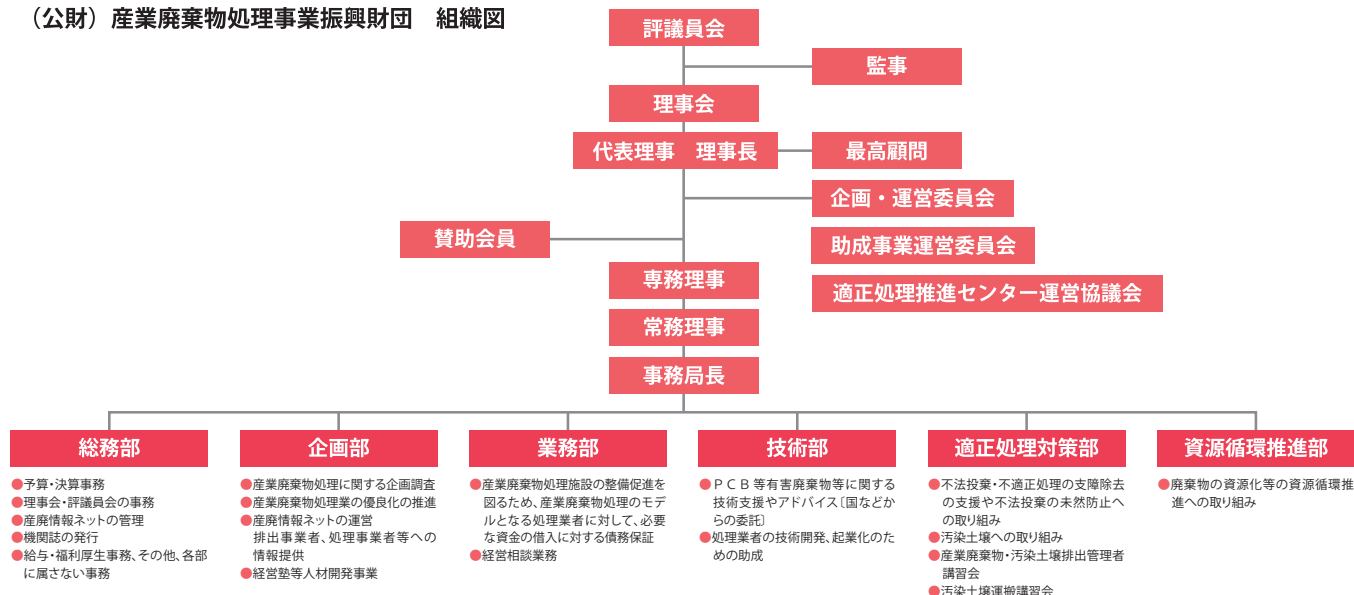
とはいえ、毎日の関心毎は、4歳になる子供(双子)の成長を見守ることです。週末は近所の公園での遊びに付き合わされ、口で言い負かされ、おもちゃを買えと泣かれ、太ってきたお腹を見て笑われ、夜は寝ながら蹴りを入れられています。日々面白いことの連続です。

そういえば、子供たちから「仕事から早く帰ってきて」とお願いされていたのでした。今年は、子供たちのためにも地球温暖化対策のためにも、早く家に帰りたいと思います。

【産廃振興財団の事業】

債務保証事業	助成事業	適正処理推進事業	PCB等処理推進事業
PCB廃棄物保管事業者支援事業	残土・汚染土関連事業	優良化推進事業	経営塾・経営塾OB会

(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 組織図



日常業務で起こり得るリスク

“生きた実例”にこそ回避のヒントがある!!



A5判・212頁 定価:本体2,200円+税

事例から学ぶ 廃棄物処理実務に潜む! 日常的リスクの 回避術

芝田 麻里 [監修]

芝田総合法律事務所
代表弁護士

産業廃棄物処理業経営塾OB会 [編]

将来の産業廃棄物処理業経営を担う人材を育成すべく、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が事務局となって全国の経営者層等を主な対象として開講される「産業廃棄物処理業経営塾」の卒業生による自主設立団体。

産業廃棄物処理業経営塾OB会 10周年記念

廃棄物処理実務の主要プレイヤーである処理業者が、異物混入や火災、漏えい事故等業務の中で起こり得る様々なリスク事例から代表的なテーマを集約。問題の所在や法令違反や事故のリスクを回避するためのポイントについて解説を加えた実務ベースの事例集です。



1

全国の廃棄物処理業者から集めた「コミュニケーションエラー」に起因するリスク事例を収録!

▶「生きた実例」で問題の所在、リスク回避のポイントがわかる!



2

廃棄物処理業務に役立つオリジナル資料「自治体別県外廃棄物の流入規制状況」収録!

▶自治体ごとの運用の違いがひと目でわかる!

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

産業廃棄物処理業 経営塾OB会

リモート

令和2年度 施設見学会を開催

経営塾OB会では、先進事例や様々な取り組みを学ぶ機会として毎年施設見学会を開催しています。今年はコロナ禍によって現地に集合しての開催は難しいことから、アフターコロナを見据え、リモートによる施設見学に挑みました。

本年7月豪雨により甚大な被害を受けた熊本県人吉市の災害廃棄物処理現場と、北海道北見市に立地する水銀処理施設の野村興産株式会社イトム力鉱業所という、南北に離れた2ヶ所をWEBでつなぎ、11月25日(水)に開催されました。本号ではその様子をご紹介します。



図1 施設見学先

◆熊本県人吉市(災害廃棄物仮置場)

熊本県人吉市は、令和2年7月豪雨により球磨川が氾濫し、大きな被害を受けました。4年前の

熊本地震の際に最前線で苦勞し、今回も発災後すぐに被災地に入り、仮置場で現場指揮をとり運営にあたった経営塾OB会の石坂幹事(有価物回収協業組合石坂グループ)が案内役を務めました。

現在は、片付けごみの持ち込みが9月末に終了



写真1 司会進行役(配信事務局)
(株)オガワエコノス 横山幹事(左)
(株)ジャパנקリーン 杉澤幹事(右)



写真2 東京都内配信事務局 スタジオの様子



写真3 仮置場を案内する石坂幹事

し、続いて10月16日より自費解体、見学会当日の11月25日から公費解体について受入が始まりました。このため、家電や廃プラスチックなどが仮置場（4.5ha×2）に少量だけ置いてあるような状況です（写真3参照）。被災から3ヶ月で片付けごみの撤去はほぼ終了し、7月中旬のピーク時にはトラック1,600台／日程度の受入だったのが、ボランティアの減少とともにお盆を過ぎた頃から徐々に減少し、現在は200台／日程度になっています。



図2 単品持込み優先チラシ

仮置場の開設当初は、廃棄物置き場と待機場のスペース不足や土場のぬかるみ、さらに誘導員不足により、いつ事故が起こってもおかしくない状況でした。片付けごみを積んだトラックが国道で数kmの大渋滞に陥ったため、廃棄物ヤードを拡張して荷降ろし場所を広げたり、廃棄物ヤードと車輛の待機場（モータープール）のぬかるみ対策として敷鉄板を緊急に手配して1日で1,500枚敷くなど、仮置場の改善を急ピッチで進めました。

また混載した搬入トラックからの荷下ろしに時間がかかり、待ち時間が5～6時間に及び、住民の苛立ちはピークに達していました。熊本地震の経験から、不法投棄にならないよう、たとえ渋滞になっても搬入制限だけは避けなければなりません。

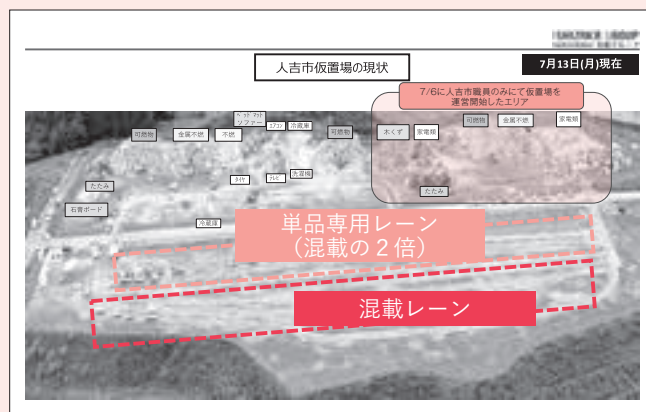


図3 ファストレーン方式



写真4 被災廃蛍光管の野村興産への搬出前の箱詰め作業の様子

んでした。そこで、分別済の単品専用レーン（ファストレーン方式・熊本方式）を導入しました。メディアやSNS等を通じて住民に説明したことで分別が徹底し、廃棄物の荷下ろし時間は30分以内となり、渋滞は1週間で解消できました。

今回はコロナ禍への対応も加わり、作業条件としては厳しいものでした。9月の台風シーズン前に終わらせるためにスピード優先で取り組み、3ヶ月で2万トン処理し、搬出しました。

◆野村興産株式会社イトムカ鉱業所（北海道北見市留辺蘂町）

イトムカとはアイヌ語で「光輝く水」の意味で、かつて良質な水銀が採掘されたイトムカ鉱山の旧選鉱場は産業史跡として保存されています。当日は、営業部イトムカ営業課の今泉氏から、「イトムカ鉱山発祥の地」記念碑をバックに冒頭ご挨拶をいただき、蛍光灯処理、焙焼炉による水銀の回収、最終処分場についてご案内いただきました（写真5参照）。

同社敷地は148万m²で、東京ディズニーリゾートとほぼ同じ広さを有しているそうです。

はじめに、蛍光灯処理フローについて説明がありました。蛍光灯は割れていないものと破碎済みのものが搬入され、割れていないものは専用施設で破碎します。破碎された蛍光灯は、洗浄され、水銀を水銀スラッジとして回収し焙焼工程に送られます。乾燥後に破碎したガラスはフレコンバッグに詰められ、ガラス原料やセメント原料等にリサイクルされます。

次に、焙焼炉（ヘレショフ炉）を見学しました。廃棄物を600～800℃で加熱し、廃棄物に含まれている水銀を気化させ回収します（処理能力38.78t／日）。どうしてもリサイクルできないスラッジ（燃えがら）がごく僅かに残るため、自社保有する管理型最終処分場に埋立処分しています。

最後に管理型最終処分場を見学しました。主に、水銀に汚染された土から水銀を回収した後の再利用できないスラッジを埋め立てています。埋立容量は103千m³で令和3年6月には満杯になる見込みで、新処分場は来年から使用開始する予定です。

参加者から見学者の受入状況について質問があり、「コロナ以前は、見学者は年間1,600人程度ありましたが、最近は半分程度にまで減っており、寂しい限りです」とのことでした。

本年7月豪雨により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。熊本県人吉市の災害復旧現場では、台風接近前の迅速な処理がなにより重要となる一方、地面のぬかるみ、コロナ禍感染拡



写真5 現場を案内する今泉氏



写真6 廃蛍光管の破碎・洗浄後のガラスカレット

大防止、夏場の高温対策や害虫駆除など様々な困難が加わり、ご苦勞の大きさは想像を超えるものです。今回熊本県人吉市からご案内された石坂幹事には、4年前の熊本地震の際の苦勞や経験を活かし、持ち前の胆力と臨機応變の対応力で、仮置場の改善と効率的な運営を完遂されたことと思います。「毎日トラックがひっきりなしに入ってきて、考えている暇がなかった。ピーク時には、作業員にどうやって昼休みを取ってもらうか腐心した」と、現場の指揮にあたった石坂幹事のコメント等から緊張感がひしひしと伝わってきました。

他方、野村興産イトムカ鉱業所の源流とも言えるイトムカ鉱山は、最盛期の水銀生産量が東洋一で、水銀の“聖地”と感じられます。毎年多くの見学者を受け入れて、丁寧にご案内を心掛けられている今泉様からは、コロナ禍の現況では十分なご理解を得ることは難しいとの忸怩たる思いが伝わってきました。

今回のリモート施設見学は、カメラとマイクはスマートフォン、通信手段はZoomウェビナーを活用して、南の被災地と北の寒冷地をつないで実施しました。寒冷地はバッテリーの消耗が大きい等の細かな気づきはありましたが、映像・音声のクオリティは特段問題なく、十分な臨場感で説得力を持って状況が伝わってきました。

後半の野村興産イトムカ鉱業所のリモート工場見学の冒頭で、検討テーマとして「排出事業者等の委託先確認の代替の一手段となりうるか!？」との投げ掛けがありました。実地に訪問する移動の時間や交通費が不要となり、確認手段の一つとして期待が高まりますが、今回のクオリティをもってすれば、技術的に十分な実用性があると思われます。

ただし、排出事業者による委託内容に応じた確

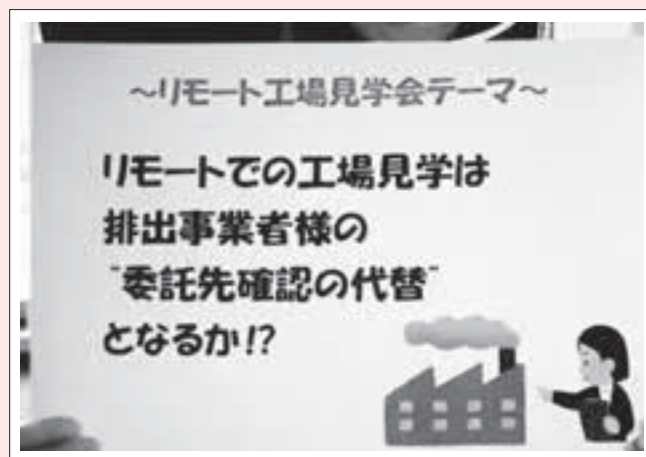


写真7 リモート工場見学会テーマ

認が必要なため、実際には事前の要望の聴取や、ヒアリングシート、チェックシートを活用する等、委託内容の実態に沿った運用の最適化が必要です。また実地確認に関する自治体の条例等については、リモートによる確認などは元々想定にないため、リモートによる確認の実用性と代替性について理解が得られるよう、今後周知していく必要があると思われます。

経営塾OB会の施設見学会としては今回で13回目になります。昨年まで参加者は概ね数十名でしたが、今回はリモートならではの総勢128名という大人数での開催となりました。参加者からは、自らのオフィスに居ながらにして、見学先の臨場感が感じられたことに驚きの声が数多く聞かれ、準備にあたられた多くの関係する皆様に感謝と敬意を表します。

最後に、今回の施設見学に際しまして、有価物回収協業組合石坂グループ並びに野村興産株式会社の皆様には大変お世話になりました。この場を借りて深く御礼を申し上げます。

(経営塾事務局)

企業

経営塾 OB会

紹介

シモダ産業(株)

常務取締役 経営塾第16期生
霜田 真紀子

企業名 シモダ産業株式会社

所在地 本社工場：新潟県柏崎市松波2丁目6番43号

クリーンセンター：新潟県柏崎市荒浜2丁目12番32号

代表者 代表取締役 霜田 彰

創業 昭和24年

設立 昭和37年6月

資本金 9,000万円

■企業紹介

当社は今年で創業70年を迎えました。創業のきっかけは「やすり」だったそうです。当時、紙やすりの切れ端はちぎって捨てていました。そこに目を付けた創業者が、捨ててある紙やすりの切れ端を集めて、鋳物工場へ売り始めたそうです。当時だから通用した商売ではありますが、当社の理念である「循環」は創業当時から変わっていないのだなと実感します。

創業時の鋳物用副資材販売を経て、昭和45年から鋳造用樹脂コーテッドサンド（鋳物砂、通称

RCS）の製造を開始。さらに昭和47年から使用済みのRCSの焙焼精製による再生も開始いたしました。現在ではRCSの製造、自社のRCSを使った鋳型造型、使用済みのRCSの再生といった一環生産を行っています。

一方、平成15年に環境部を立ち上げ溶融炉を設置しますが、平成20年の中部地震で罹災、休止を余儀なくされました。その後、平成29年に設備を入れ替え、産業廃棄物の焼却施設を設置しました。

さらに令和元年には、焼却炉の廃熱を利用した



鋳物砂を鋳型にする成型工場内部



産業廃棄物焼却施設外観



収穫直前の「越後バナーナ」



小学生の総合学習支援の様子

自社農園「シモダファーム」を設立し、バナナの栽培を開始しました。「越後バナーナ」というブランドで県内外へ出荷しています。

このように当社では、昭和、平成、令和と「循環」をテーマに、「鋳材部」「環境部」「シモダファーム」の3つの事業を行っています。

■現在の取り組み

動脈産業と静脈産業の両方の事業展開をしていますが、「品質・コスト・デリバリー (QCD)」の考え方は共通するものと考えています。鋳材部で培った厳しいQCDの管理を環境部にも展開する

ことで、「産業廃棄物処理業」から「資源循環業」への成長へ繋げていきたいです。

また、SDGsの視点での環境保全や地域活性に対する活動に取り組んでいます。特に総合学習支援に力を入れています。小・中学生に、シモダ産業の事業内容や取り組みを事例にしてSDGsについて考えてもらうことで、SDGsを通じた目標達成への取り組みを身近なものと感じ、まずは地域の活動からスタートしてほしいと考えています。これは当社にとってボランティア活動ではありません。地域の活性と企業の成長は循環するものであると考え、取り組んでいます。

グリーンセンター花泉(有)

常務取締役 経営塾第12期生
菅原 健二

■ 企業名 クリーンセンター花泉有限会社

■ 所在地 岩手県一関市花泉町日形字日形山2番地1

■ 代表者 代表取締役 佐藤謙吾

■ 創業 平成6年4月

■ 資本金 1,640万円

■会社紹介

当社は、旧花泉町から平成6年4月に一般廃棄物収集運搬業として許可を得て会社を設立。その

後、し尿・浄化槽汚泥収集運搬、維持管理及び清掃業を開始し、平成7年9月からは、岩手県より産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し業務を拡張



会社全景

してきました。

平成14年1月から産業廃棄物処理業の許可を順次取得し、平成17年4月より中間処理施設「リサイクルプラザ夢工房」が本格稼働しました。

中間処理施設「リサイクルプラザ夢工房」は「ハード土夢(汚泥固化処理施設)」「夢ハーモニー(破碎処理施設)」「花夢ファミリア(圧縮梱包処理施設)」「リサイクルプラザ玉里(建設発生土リサイクルセンター)」の4施設から構成され、リサイクル率98%(令和2年11月末現在)という高いリサイクル率で日々処理を行っております。

また、平成18年12月に環境経営認証エコアクション21の認証を受け、平成20年・平成21年と「環境活動レポート部門」で優秀賞を受賞しました。平成27年9月に優良産業廃棄物処理業者(岩手県・宮城県)、そして翌年には優良産業廃棄物収集運搬業者(岩手県・宮城県・秋田県)の認定を受け、業務を拡大すると共に、お客様が安心してご依頼できる会社を築いてまいりました。

■その他事業紹介

(再生利用製品販売事業)

再生リサイクル品販売事業として、「改良土(ユ



建設汚泥 移動式中間処理

ニ・ソイル)」「流動化処理土(P.F.E)」の販売を行っています。特に「流動化処理土(P.F.E)」は岩手県では唯一の製造販売会社として、今後も良質な製品の供給と新たな再生利用製品の提案ができるよう研究開発を行っております。

(清掃・災害復旧事業)

当社は元より災害の多い地域にあり、これまで県や各市町村の要請を受け、多くの自然災害復旧活動に地域貢献型企業として取り組んでまいりました。

特に平成23年3月の東日本大震災では壊滅的被害を受け、一日も早いライフライン復旧のため、



大型強力吸引車

県内随一の保有数の大型強力吸引車を駆使し、浄化施設・水道処理施設の復旧やカルバート内の土砂撤去作業等の復旧作業に尽力してまいりました。

(汚泥改良事業)

各建設現場から発生する建設汚泥の処理や有効活用方法を総合提案し、回収から処理までを一括で対応しています。汚染土の不溶化処理や現場内で建設汚泥に特殊固化材を添加し、造粒装置で攪拌することで短時間のうちに建設汚泥を高品質な土木資材として再資源化する処理を行う「オデッサシステム」等での処理を行っております。

今後もしサイクル業を通して、地域から求められる企業を目指し、「安全」と「安心」、そして「信頼」をお届けできるよう努めていきます。



流動化処理土 打設状況



打設後(仕上がり)

「ある日の自問自答」

経営塾12期生 大滝 健次

“お前らは限界を感じたことがないんだよ!!” “限界の先に何かがあるんだ!!”

これから試合を控える選手たちに何本も何本もダッシュをさせる指導者(?)が声の主。

ひねくれ者の私はその光景を……この方々は限界を感じたことがあるのだろうか……その先に何かを発見したからこそその指導なのだろうか……と心の中で皮肉った。

彼らの少し太めの体型を拝見するに、現時点では自身の限界への挑戦は諦めているように思える(笑)。

実はこれ、我が最愛なる息子(小学5年生)のサッカー試合会場でのウォーミングアップで的一幕。幸い(?)なことに息子の所属チームではなく、会場に来ていた他のチーム内での出来事。子供たちは顔を歪め、必死に小さな体に喝を入れダッシュを繰り返す。

本当に小学生に必要なダッシュなのだろうか……いや必要かもしれない……。いずれにしても指導者の

信念が子供たちによって表現される。過去に行われてきた間違っ



我が息子の雄姿!

のは淘汰し、正しいものは引き継いでいるつもりでも自己満足の域を出ない指導法。と評論しつつも会社、プライベートでの自分の姿は人様を皮肉る資格などないことにも気づく。

な～んて考えながら息子のプレーを全力ガン見!!

はっ!! もしかしてこのガン見こそが息子のプレーの邪魔になる間違っただけでは?!(‘◇’)ゞ。

なんという自己満足(汗)。こんなとーちゃんを許せ! 我が息子!!

※注意 息子のチームはダッシュなどあまりしません。その名は……南浜ダッシャーズ!! 名前負けしないよう健闘を祈っています。

(株)大橋商会 大滝健次



編・集・後・記

「碳中和」(カーボンニュートラル)

2020年9月の国連総会において、習近平国家主席は2030年までにCO₂排出量をピークアウトさせ、2060年までにカーボンニュートラルの実現に努力すると宣言しました。中国がカーボンニュートラルを約束したのは初めてです。

環境政策は習近平政権の最重要課題ですが、昨年、中国の環境政策は新たな進展を見せていました。例えば、プラスチック対策。消費者目線に立つならば、日常の生活分野における従来型のプラスチックは2025年までに基本的になくなります。

こうしたなか、2020年4月、とある中国関係の雑誌に、中国は温室効果ガスや海洋プラの流出がゼロとなるゼ

ロエミッションを目指し、世界に先駆けてグリーンニューディールを実施して環境改善と国際貢献、さらには景気振興策の同時達成を狙うべきという拙文を寄稿しました(もちろん原稿料と1年間の雑誌の無料購読という特典は丁重にお断りしてです)。習主席が読んでくれたかどうかは別として、拙稿が中国の政策の流れを先取りしてしまったことは執筆者本人としても少し驚いています。

資本主義は生産力の拡大により人類史上はじめて中世までの「不足 scarcity」を克服しましたが、その一方で「格差 inequality」を生み出した。格差を克服しようとした社会主義は中世社会と同様の不足の問題にあえぎましたが、改革開放を通じて中国はこの課題を克服しました。近代社会主義を実現させた中国にとり、次なる課題が外部不経済—地球環境問題や海洋プラ

スチック問題の克服なのです。

中国、そして世界が温暖化対策を進めようとしている今、日本の廃棄物分野のCO₂はというと、排出量は年間3,780万トン(2018年度)。そのうち生物由来でない産業廃棄物からは500万トン超。年間500万トンは経団連低炭素社会実行計画の業務部門でいえば最大の排出量となりますが、なにより大切なのは削減に向けた意欲や行動です。政府や経済界が2050年に向けて「ゼロ」を目指してチャレンジしているなか、廃棄物やリサイクル関連で「チャレンジゼロ」に参加している企業は目下「ゼロ」です。

財団で新たに設立した自立・分散型エネルギー研究会がこの分野において議論を喚起し、「ゼロ」の解決につながる成果を一つでも多く生み出していただければ、と希望しています。

(青山)



最寄駅：東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
 東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅より徒歩5分
 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
 JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

産廃振興財団NEWS 2021.1 vol.28 No.101

発行日 令和3年1月29日

発行人 加藤 幸男

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階
 TEL (03)4355-0155 FAX (03)4355-0156
 URL: <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
 E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

